

不適正な開票事務に係る再発防止のための提言

平成27年4月24日

仙台市選挙事務不適正処理再発防止委員会

仙台市選挙事務不適正処理再発防止委員会

委員長 河村 和 徳

東北大学大学院情報科学研究科准教授

委員 吉田 幸彦

弁護士

委員 小島 勇人

川崎市選挙管理アドバイザー

目 次

I	はじめに	1
II	再発防止委員会の目的	1
III	提言の基本的な考え方	1
1	選挙事務は正確性を第一とすること	2
2	ミスの抑制策を徹底すること	2
3	ミスは起こりうるものと想定し、その対策を定めておくこと	2
4	選挙事務は市職員の職務であると認識すること	2
5	選挙事務について市民の理解を得るよう努めること	2
IV	再発防止策及び改善策	2
1	青葉区不適正集計の要因	3
2	青葉区不適正集計の再発防止策	4
3	開票事務のミス発生の要因	5
4	開票事務の改善策	6
5	投票事務の課題と改善策	9
6	市選挙管理委員会の役割	10
7	職員の意識改革	11
8	市民への選挙事務の理解向上	11
V	終わりに	11
	補足：先行実施した改善項目	12
1	集計システム入力画面の改善（IV-2-(2)-(3)）	
2	人員体制の見直し及び説明会等研修の改善（IV-4-(4)）	
3	投票事務従事職員の育成等（IV-5-(3)）	
4	職員の意識改革（IV-7）	

I はじめに

選挙の管理執行事務は、公職選挙法等の選挙に係る各種法令を始めとするルールを厳格に遵守し、公正・的確かつ迅速に行わなければならない。公正・的確な管理執行には、これを支える「選挙事務従事者」と「投開票事務を正確・迅速にするための環境」が共に機能し、そしてミス等の事故に備える「危機管理体制」が整備されていることが重要である。

仙台市青葉区開票所における不適正集計事件を機に、仙台市選挙管理委員会及び5区（青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区）の選挙管理委員会では、過去10年間に執行された選挙を検証したほか、投開票事務に従事した職員から95項目の改善意見を徴した。また、仙台市選挙事務不適正処理再発防止委員会（以下「再発防止委員会」という。）は、平成26年12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査の開票事務に従事した職員に開票事務に関するアンケートと投票立会人に対するアンケートを実施し、問題点・課題などを探った。

これらを再発防止策検討の基礎として審議し、選挙事務への信頼性を大きく揺るがしたこの事件の背景に浮かび上がってきたことは、開票作業時間のプレッシャー、開票管理者や立会人の役割の軽視など間接的な要因である。このことを踏まえ、職員の遵法精神の涵養に加え、選挙が民主主義政治の基盤をなし、有権者のための選挙であることに改めて意識を置き、期日前投票、不在者投票における制度改正など選挙事務の複雑化や効率的・効果的な行政経営を目指す行財政改革が進むなかにおいて、正確性を第一とする投開票事務が確保できるよう、課題を洗い出し、事務の体制を改善することが求められる。

II 再発防止委員会の目的

青葉区開票所の不適正集計と過去10年間の選挙執行調査により、仙台市における投開票事務の現状と課題を明らかにした上で、そのあるべき方向性を審議し、不適正処理の再発を防ぐ方策を提言する。

III 提言の基本的な考え方

再発防止委員会では、青葉区開票所での不適正集計に関し、その再発防止策を第一として審議を行ったが、法令を遵守した正確な開票事務が行われるには、開票に連動する各投票所における投票事務が正しく行われる必要があり、次の5つの観点を重視しなければならない。

1 選挙事務は正確性を第一とすること

投開票事務における票の集計等の事務は、有権者の貴重な一票に込められた民意を、開票結果として正しく示すことが選挙の使命であることから、これを担保する正確性を第一として行われなければならない。

2 ミスの抑制策を徹底すること

一連の事務の流れのなかの節目、節目ごとに事務のポイントのチェックを行うことを徹底し、投開票事務に潜むミスの発生要因をできる限り小さくする必要がある。

3 ミスは起こりうるものと想定し、その対処策を定めておくこと

ミス発生の抑制を行う一方で、ミスにより生じた誤った結果を適切に訂正し、後からの検証が行えるように、ミスが発生したときの対処策をあらかじめ定めておくべきである。

4 選挙事務は市職員の職務であると認識すること

投開票事務には、選挙管理委員会事務局の専任職員のほか、多くの人員を必要とする。選挙の管理執行事務は地方公共団体の法定受託事務であり、市の選挙は自治事務であることを前提に、市長部局等の職員の従事が欠かせない。これらの職員の選挙事務への従事については、現在は一部応募制をとっているが、選挙事務は所属部署を問わず、本来の市職員の業務であるという認識に立った従事の仕組みに変えていく必要がある。

5 選挙事務について市民の理解を得るよう努めること

開票作業における票の点検を始めとするチェックを丁寧に行わなければならないのは当然であり、一定の時間を要することについて、市民の理解を得ておくことは、投開票事務を適切に行う上で必要なことと言える。選挙管理委員会は、このことに留意し、選挙事務に関する情報発信や啓発活動を積極的に行っていく必要がある。

IV 再発防止策及び改善策

再発防止委員会では、今回の青葉区不適正集計の要因の分析と再発防止策の提示のほか、Ⅲの基本的な考え方にに基づき、仙台市における選挙事務全体に関するミスの発生要因等の課題を洗い出し、その改善策等について以下のとおりまとめた。

1 青葉区不適正集計の要因

青葉区開票所において、二重集計に起因し、白票数の水増しという不適正集計に至った要因を挙げれば次のとおりである。

(1) 二重集計の直接的な要因

平成26年12月14日執行の第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査における、青葉区開票所での不適切な集計は、55か所の投票所で作成された投票録の投票者数を集計システムに入力する際、集計システム入力担当者が、投票録に記載された入力すべき項目の確認を怠り、不在者投票及び点字投票の投票者数を二重に集計したことが直接的な要因である。

(2) 二重集計に至った間接的な要因

次の3点が間接的な要因として挙げられる。

① 基本的なチェックの怠り

集計システムへの投票者数の入力、投票者数を読み上げる者と、その数値を集計システムに入力する者の2人ペアにより行われていたが、投票録のうち、どの項目の数値を読み上げ、集計システムのどの項目に入力すべきかを、あらかじめ相互に確認すべきところ、その確認を怠った結果、誤った項目の数値を読み上げ、それを誤りと気付かないまま入力してしまった。

② 集計結果の誤りを疑わなかった

集計の進捗により、投票録の集計結果としての投票者数と、開票所における集計結果としての投票総数に乖離があることが判明した時点で、いずれかの集計結果に誤りがあることを疑うべきであったところ、それぞれについて再集計を行わずに、投票者数の集計結果を正しいものと判断してしまった。

③ 集計システムにおける入力画面構成がわかりにくい

これまでの集計システム入力画面には、投票者総数の欄が表示されない形になっていたため、投票録のうち入力すべき項目を誤り、投票者総数が過大になっていたことに気付くことができなかった。

(3) 白票数水増しを抑止できなかった要因

白票数水増しを抑止できなかった要因は、組織の上位の者が開票事務の内容を十分理解せず、一部の職員に開票事務を任せきりにしていたことにより、投票者総数と投票総数に乖離があることが判明した時点において、組織的な対応として行うべき、投票者総数及び投票総数の再確認などの明確な指示ができず、正確な開票という大前提を忘れて辻褃合わせで確定してしまうという提案を了承してしまったことにある。また、

開票事務の最高責任者である開票管理者に対し、最終得票数など開票結果の詳細な内容を報告しないまま、事実とは異なる内容の開票録を作成していた。

2 青葉区不適正集計の再発防止策

不適正集計の要因分析の結果、その要因に対する再発防止策として、次の項目の確実な実施を求める。

(1) 直接的要因の防止策

直接的要因である二重集計の原因は、集計システムの入力担当者が入力すべき項目を誤認し、その誤りに気付かなかったことにあることは、「1 青葉区不適正集計の要因」、「(2) 二重集計に至った間接的な要因」で指摘したとおりである。

集計システムへの入力に当たっては、業務を担当する者全員が、その内容と入力の手順を理解し、共通の認識を持つとともに、入力数値の基礎となる投票録の構成及び入力システムの画面の確認を行い、あらかじめ入力すべき項目を適切に把握しておく必要がある。

(2) 間接的要因の防止策

① 二重チェックの徹底

二重集計は、読み上げ担当者とシステムへの入力担当者の入れ替え、又は別のペアによる読み合わせとともに入力項目の二重チェックを行っていれば、読み上げ項目の誤りに気付くことができたものと考えられる。衆議院議員選挙の小選挙区と比例代表に加え、最高裁国民審査の投票が同時に行われており、それぞれの確定投票者数を比較することによって、大幅な乖離の有無を確認することも可能であった。また、過去の選挙の実績と比較するなど、投票者総数と投票総数にこれまでの経験則から見た数と乖離があることが判明した場合は、集計誤りを疑うのが基本であると考ええる。

ミスの防止のためには、投票録等の受理から始まる開票作業のそれぞれの作業過程において、各係主任のリーダーシップにより、節目、節目の二重チェックを徹底することが必要である。

② 集計作業におけるトラブル時の対応方法の明確化

集計作業において発生する可能性のあるトラブル、特に投票者総数と投票総数に乖離がある場合の再チェックや最終的な集計処理方法については、その対応方法を想定される状況に応じ、あらかじめ明確にしておく必要がある。

③ 集計システムにおける入力画面の改善

集計システムにおける入力画面構成が、入力数値の基礎となる投票録の構成と異なっていたことも、ミスを生じさせる要因の一つとなったと言える。

投票録の構成と入力画面の構成を一致させる改善により、入力ミスを防ぐことができるとともに、入力項目以外の部分についても、読み合わせを行うなどのチェックにより誤った入力の防止が可能となる。

(3) 白票数水増しの抑止策（開票事務に係る組織としての意思決定）

開票事務における白票数の水増しは、その要因となった開票作業のトラブルの状況を開票管理者や開票立会人に知らせることなく、また、実質的に開票作業を主導する選挙管理委員会事務局の、組織としての統治が機能せず、一部の職員の恣意的な数値の操作によって行われた。

開票作業は、公益代表としての開票立会人の監視のもと、最高責任者である開票管理者の的確な判断と決定により、適正に行われなければならない。

そのためには、開票作業を主導する選挙管理委員会職員全体で開票事務の内容を共有するほか、開票状況の進捗状況やトラブルの有無については、事務局責任者である事務局長が全体の状況を把握した上で、開票管理者に対する逐次の報告を行い、その対処方法について承認を得るとともに開票立会人の理解を得ながら、開票事務が組織としての意思決定に基づき適正に執行されるよう、状況に応じた処理手順及びその承認手続きを定めておく必要がある。

その上で、対処の困難な事例に直面した場合には、速やかに市選挙管理委員会事務局に協議し、適切な指示を受ける体制を確立する必要がある。

3 開票事務のミス発生の要因

過去に執行された選挙の検証結果及び事務に従事した職員からの意見を集約すると、仙台市における開票事務のミス発生要因の現状は、次の7項目に分類できる。

(1) チェック不足

投票録の構成と集計システム入力画面の構成が異なっていること、また、集計システムに入力を行う際のチェック項目や具体的なチェックの方法が明確に定められていないほか、青葉区不適正集計の際には、衆議院議員選挙時、複数の選挙等の票を取り扱う場合であったにも関わらず、それぞれの確定投票者数の比較が行われておらず、このような点が、青葉区における不適正集計に至った要因でもある。

(2) 組織・権限の不明確

開票事務のプロセスにおいて、開票管理者及び開票立会人の権限に基づく、意思決定過程への関与が明確になっていない。この点についても、青葉区における白票数水増しが抑止できなかった要因の一つである。

(3) トラブル対応の取扱い基準不明確

開票事務において想定されるトラブルが発生した場合への対処に関する事例集や取扱い基準が整備されていない。

(4) 職員の習熟不足・事務の理解不足

事務従事者の経験の有無の把握や経験者の継続的配置、専門的知識の蓄積を必要とする係における後継者の育成不足といった、人材育成の問題のほか、各係の担当業務に対する研修やマニュアル整備の不足、開票所内における指示説明の不徹底といった問題がある。

(5) 作業時間の不足

作業時間の不足に起因するミス発生の要因として、投票時間の延長に伴い、開票事務の基礎資料となる投票録の作成にかかる時間が十分でない、開票所における投票録の受付審査にかかる時間が十分でないという問題がある。

(6) 職員体制

職員体制に起因するミスの発生要因として、実際に開票事務を行うまでの準備期間を含めた選挙期間に、一部の職員について超過勤務の連続等、過重な負荷がかかっていること、また、期日前投票など、有権者の投票環境の向上が図られてきているが、これに伴う事務負担に対応した職員体制になっていないことが挙げられる。これらは、開票事務そのものの職員体制ではないが、開票事務を行う時点において、既に職員に相当程度の疲労が蓄積し、適切な判断、処理を阻害する要因となっていると捉えることができる。

(7) その他の要因

その他の要因としては、区選挙管理委員会事務局職員が充て職となっており、選挙管理委員会事務局職員としての自覚が十分持てていない状況となっている。また、開票事務について迅速性も重要であるが、公正さ、正確さがより必要であることの認識の低下といった、職員意識のあり方が問題である。

4 開票事務の改善策

(1) チェック方法改善

投票録の構成と入力画面の構成を一致させる改善については、再発防止

委員会の指摘に基づき、既に実施されているが、集計システム入力時におけるチェックすべき項目や方法については、具体的な項目の指定や方法の指示など、必要な改善が求められる。

また、過去 10 年間の選挙執行調査に基づく不適正集計の調査結果によると、選挙結果との比較において、持ち帰り票が多くなっていたものが確認されており、過去の選挙結果との対比により、集計誤りを類推することも可能と考えられるほか、衆議院選挙など複数票を取り扱う選挙においては、それぞれの確定投票者数の比較というチェックによって、二重集計や集計漏れの防止に繋がるものとする。

今回の青葉区における不適正集計においても、比例代表選挙については、二重集計の誤りがなかったことから、小選挙区と比例代表の確定投票者数の比較を確実に行っていけば、異常な投票者数の差異に気付くことができた可能性がある。

もう一点、事務要領等の手順書及び帳票の標準化という点である。開票所における対処の困難なトラブルに対しては、市選挙管理委員会が適切な指示と助言を行う必要があることは、既に指摘したとおりである（「2 青葉区不適正集計の再発防止策」の「(3) 白票数水増しの抑止策（開票事務に係る組織としての意思決定）」後段）。そのためには、市・区選挙管理委員会が、状況及び認識を共有する必要があり、手順書や帳票の標準化により、共通の基盤に立ち、十分な意思疎通が図られるよう改善する必要がある。

(2) 組織・権限の明確化

「2 青葉区不適正集計の再発防止策」の「(3) 白票数水増しの抑止策（開票事務に係る組織としての意思決定）」で指摘したとおりである。

(3) トラブル対応の取扱い基準の明確化

開票事務において想定される各種のトラブルについては、対応マニュアルを整備し、取扱い基準及び対処法並びに意思決定過程を明確にすることにより、重大な判断ミスを防止するよう改善が必要である。

併せて、総務省や各種参考図書にまとめられた管理執行上問題となった事例、仙台市において管理執行上問題となった事例の蓄積等の手法により、マニュアル内容の充実、向上が求められる。

(4) 人員体制の見直し及び説明会等研修の改善

この項目においては、開票事務におけるミスの発生要因のうち、「(4) 職員の習熟不足・事務の理解不足」、「(5) 作業時間の不足」、及び「(6) 職員体制」の3項目がそれぞれ相互に関連する項目と考えられることから、包括的な改善意見として提示するものである。

まず、人員体制の見直しという観点では、選挙準備の開始から選挙期日までの事務について、限られた範囲の職員に集中している実態から、これらの職員の事務量が過重にならないよう、区役所における選挙事務と統計事務が重複した場合の人員配置等、区選挙管理委員会事務局の事務分担の見直しを検討するとともに、選挙時における区役所全体のフォロー体制の整備を検討するなど、限られた範囲の職員に事務負担が集中しないよう、負担軽減策を講じる必要がある。

なお、早朝から深夜に及ぶ投開票事務への連続従事については、睡眠時間の不足と疲労の蓄積により、ミス要因となることから、極力避けることが必要と考えるが、投開票事務への職員及びアルバイトの従事状況の現況から、早急な対応が困難な場合、課題として認識し、継続的な検討を行うべきである。

併せて、アルバイトを含めた従事職員の配置に当たっては、各要所へ市職員を配置するとともに、選挙事務全体における職員とアルバイトの均衡に配慮すべきである。

また、事務従事者の経験の有無と度合いの把握や経験者の継続的配置、専門的知識の蓄積を必要とする担当係における後継者の育成不足といった、人材育成の問題については、職員の選挙事務への従事記録の管理など、適切な手法による、継続的、計画的な人材育成が必要である。

次に、説明会等研修の改善という観点では、選挙事務が日常的に行われる事務ではないという背景もあり、選挙時に対応できる事務内容に通じた経験者の育成が求められる一方、現実に経験の有無に関わらず、適正な事務処理が要求されることから、経験のない者でも理解し易い工夫を加えた事務マニュアルの整備が必要である。事務マニュアルの作成に当たっては、開票事務を通じたマニュアルの作成も、全体の進捗の管理という側面から重要であるが、従事者が配置される担当業務毎に、個別のマニュアルを充実させる手法も必要である。特に、開票事務の導入部分である投票録受付事務については、研修の不足が指摘されており、チェック項目及びその手法について、マニュアルの整備、充実により明確にする必要があるほか、開票開始時刻までの短時間に投票録受付事務が集中することから、適切な助言を行うことのできる職員の配置が必要である。

加えて、開票所内における指示、説明の不徹底といった問題があった。開票事務については、個々の担当業務については、係の主任、副主任からの指示、説明を行い、全体の進捗管理については、放送設備等を活用して庶務主任等が行うなど、一定のルールに基づき、明確な指示、説明を行う必要がある。

(5) その他の改善

その他のミス発生要因としての職員の意識のあり方については、「7 職員の意識改革」の項目において改善意見を提示するものとし、委員会としては、開票作業のシミュレーションの実施を提案したい。

開票作業の実施に当たっては、市職員だけではなく、アルバイトも従事するが、全員が集まるのは、選挙期日当日の開票開始直前であり、開票所内の配置や集合場所及び出欠の確認、作業内容の確認といった業務を短時間に行う必要が生じる。アルバイトを事前シミュレーションに参加させることは、困難であるが、従事する一般の市職員及び選挙管理委員会職員が開票所あるいは開票所を想定した場所において、実際に想定してシミュレーションを行うことは、全体の進行状況の確認のみならず、各係の担当業務の進め方の確認にもつながり、有効であると考えられる。

また、無効票の効力確定時期について、不必要な確定の遅れは、不適正集計につながる恐れがあることから、確定時期の適正化を図ることが必要であることを指摘しておく。

5 投票事務の課題と改善策

開票事務の円滑な執行を図るためには、その前段である、投票事務の適正な執行管理が求められる。以下に仙台市の投票事務の現状を踏まえた、課題と改善策を提示する。

(1) 投票者数の把握

投票所における投票者数の正確な把握が重要である。回収した投票所入場券の枚数と投票用紙の交付枚数が不一致の場合への対応方法を示したマニュアルを作成し、それに基づく投票録作成の処理経過を明らかにして開票所に送致するなど処理手順の明示が必要である。

なお、現状の持ち帰り票の状況から、投票用紙の交付後に棄権した者の数の把握を強化する必要がある。特に、最高裁国民審査投票においては、投票管理者及び投票立会人の監視のあり方及び投票用紙の交付方法等を検討し、持ち帰り票の防止を図る必要がある。

(2) 投票用紙の管理

投票用紙については、不適正使用の防止と正確な残投票用紙の把握の観点から、選挙期日当日の投票所への送致枚数のみならず、期日前投票所における使用記録など、投票事務全体での出納記録を含めた適正な管理が必要である。

(3) 投票事務従事職員の育成等

職員従事率の低下や選挙執行経費の予算上の制約などの現状から、一

定程度のアルバイトの活用は避けられないものと考えられるが、経験豊富な職員の減少という課題に直面していることは事実として認識し、他都市において導入事例のある部局担当制や、選挙事務への従事記録の管理のための登録制度の導入など、持続的、継続的な選挙事務経験者の育成方策を検討するとともに、新規採用職員研修や昇任時研修など、機会を捉えた選挙事務研修を充実させ、従事者の育成を図る必要がある。

また、選挙時においては、実際の投票所を想定した、シミュレーションなどの手法を取り入れることも有効である。

投票管理者及び立会人に対しては、説明会やマニュアル等を活用し、その役割の理解向上を図る必要があるほか、市職員の従事者を含めた、選挙後のアンケートの実施など、投票所における状況の把握に努め、以後の研修内容や事務内容の改善を図りたい。

6 市選挙管理委員会の役割

(1) 相互協力体制整備

今回の事件を受けて、開票所において突発的なトラブルが発生した場合、その内容や対処法について、開票管理者及び開票立会人への適切な報告や承認の手続きを確立しておくことが重要であり、具体的対処法の策定など、状況に応じて市選挙管理委員会が、区選挙管理委員会からの協議に対して、適切な指示、助言を行う必要がある。

トラブル発生の防止と、発生時の報告連絡や指示といった、円滑な対処に万全を期するため、平常時、選挙時を問わず、可能な限り担当者会議の充実を図るほか、日頃から現場同士のコミュニケーションによる信頼関係の醸成を図り、相互協力に基づく市と区の一体感を持った体制の構築に注力する必要がある。

(2) 改善策の継続的な取り組み

市・区選挙管理委員会は、この提言を踏まえ、今年度執行予定の選挙から万全な体制で執行するよう、具体的な改善策を策定し、実施することが必要である。

なお、人員体制、マニュアル全般の充実等、その実現に一定の時間を要するものについては、市選挙管理委員会と区選挙管理委員会の相互協力により、計画的に実施項目を明らかにするとともに、市選挙管理委員会においては、改善策の確実な実施を期し、適切に進捗状況の管理を行うことが必要である。

7 職員の意識改革

選挙事務が民主主義の基盤であり、市が組織全体で取り組む必要のある重要な事務であるにも関わらず、職員全般に主体的に取り組む意識の低下が懸念されていることが問題である。

区選挙管理委員会の職員については、自らの提案にもあるとおり、選挙管理委員会としての辞令交付を行うことにより、自覚と意識改革が期待されることから検討する必要がある。また、市長部局等、一般の職員に対しては、会議、研修、説明会等のあらゆる機会を活用し、その意識改革と認識の深化を継続して図っていくことが必要である。

8 市民への選挙事務の理解向上

民主主義の実現のため、選挙事務を適正、公正に行うためには、一定の時間、労力、コストが必要であることについて、市民の理解を得ておくことが重要である。同時に、選挙管理委員会においても、開票事務における進捗状況の情報提供など、理解を得るために必要な情報発信や啓発活動をしていく必要がある。18歳への選挙権年齢の引下げに関して言及すれば、対象となる年齢層ばかりでなく、指導者としての学校教員への啓発も必要と考えられる。現在、仙台市で行っている「出前授業」の高校版といった啓発活動を検討していく必要がある。

V 終わりに

今後、選挙制度は、18歳への選挙権引下げや投票環境向上のための改正が予定されている。そうした中で、選挙を正確、公平に行うための投開票事務のあり方については、青葉区開票作業に端を発した今回の見直しにとどまらず、効率的・効果的な行政運営という要請や選挙結果を迅速に公表するという要請に配慮しつつ、投開票事務の正確な処理とのバランスを適正に保つための更なる見直しを継続することが重要である。

今回の事件を機に、仙台市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会を始め、仙台市全体が選挙事務の重要性を再認識し、市民、有権者の信頼回復に向けた取り組みに力を尽くしていくことを望むものである。

補足：先行実施した改善項目

1 集計システム入力画面の改善（Ⅳ－2－(2)－③）

この項目については、投票録の構成と入力画面を一致させる改善が既に実施されている。

2 人員体制の見直し及び説明会等研修の改善（Ⅳ－4－(4)）

この項目のうち、区選挙管理委員会事務局の事務分担の見直しについては、平成27年4月の規程改正により、各区の実情に応じ、以下のとおり実施されている。

(1) 期日前投票事務及び不在者投票事務

選挙課選挙係から選挙課庶務係へ事務分担の変更

(2) 投票管理者等選挙等事務従事者の選任事務

選挙課庶務係から管理課調整係へ事務分担の変更

(3) 常時啓発事務

選挙課選挙係から啓発課啓発係へ事務分担の変更

(4) 区明るい選挙推進協議会事務

選挙課選挙係から啓発課啓発係へ事務分担の変更

3 投票事務従事職員の育成等（Ⅳ－5－(3)）

この項目のうち、新規採用職員に対する選挙事務研修は、平成27年度採用者を対象に既に実施されている。

4 職員の意識改革（Ⅳ－7）

この項目のうち、区選挙管理委員会事務局職員の意識改革については、充て職から併任に変更し、区選挙管理委員会による辞令交付を行う規程改正が、平成27年4月に実施されている。